

浄化槽設置整備に係る補助金と工事について

令和 8 年 7 月 21 日（火）

静岡県 交通基盤部 都市局 生活排水課

1 浄化槽国費について（別添資料 1）

市町が行う浄化槽整備事業は、「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」と「公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）」に区分される。

○ 浄化槽設置整備事業（個人設置型）

合併処理浄化槽の設置者に対し、設置又は改築に要する費用を助成。

※ （基本方針）交付対象基本額の 1 / 3、国の基本額は標準設置費用の約 4 割

○ 公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）

市町村が設置主体となって、区域を定めて合併処理浄化槽の整備を行う事業。

※ 交付対象基本額の 1 / 3、国の基本額は標準設置費用の 10 割

（1）環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

- ・ 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽※に限る）に事業計画額の 5 割以上転換する事業であり、国交付率が 1/3 から 1/2 に嵩上げされる。

※ 対象となる浄化槽は（一社）浄化槽システム協会の HP にて確認できる。

（2）単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

- ・ 単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換に伴い実施する宅内配管工事（流入管・ます・放流管）について、交付対象基本額に上乗せできる（交付対象基本額の上限：33 万円）。
- ・ 既設単独処理浄化槽及びくみ取り槽の撤去についても、交付基本額に上乗せ可能（交付対象基本額の上限：単独処理浄化槽は 15 万円、くみ取り槽は 12 万円）。

（3）浄化槽災害復旧事業

- ・ 災害に伴い必要となった浄化槽の設置等を行う者に対し、設置等に要する費用を助成する事業（交付対象基本額：環境大臣に協議し、承認を得た額）

2 浄化槽県費について

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する者に補助する市町及び直接転換する市町に対し、当該補助に要する経費の一部を助成。

- ・ 補助対象は、国の交付金を活用し、政令市以外の市町が行う「浄化槽設置整備事業」または「公共浄化槽等整備推進事業」（50 人槽以下のもの）
- ・ 交付対象基本額を超えて補助を行う市町には、上乗せ額の一部についても補助を行い、転換に積極的な市町を財政的に支援している。

3 補助制度に関する課題と対応

① 課題

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、良好な水環境を保全するため一層の推進が必要であるが、転換時の設置費用の個人負担が大きい、転換は義務ではなく努力義務であることなどから、転換への動機付けが難しい。また、所有する浄化槽が単独か合併かわからない方も多く存在する。

単独処理浄化槽所有者に向けた転換促進の普及啓発や転換に関する財政的支援を実施しているが、県内には未だ約 25.1 万基（全国ワースト 2 位）の単独処理浄化槽が残っているため、より転換基数を増加させていかなければならない。

② 対応

ア 転換に関する県・市町勉強会の開催

- ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する勉強会を開催し、県内外における先進事例等の横展開を検討するなど、一層の転換が進むよう市町の支援及び意識の醸成に努めていく。

イ 転換促進のための試行的な取組（別添資料 2）

- (1) 協会員が戸別訪問し、転換の重要性について説明
- (2) 浄化槽清掃時または保守点検時にチラシを投函

ウ 転換 PR リーフレットの配布

- ・ 法定検査未受検者に対し受験案内を送付する際に、単独処理浄化槽所有者に対しては転換 PR リーフレットを同封している。

4 会計実地検査について

- ・ 前回は令和 5 年 12 月 11 日～15 日に実施された。（浄化槽関連の指摘事項は無し）
- ・ 過去の事前確認において、設置した浄化槽の基礎構造及び施工状況について以下の事例が散見されている。
 - ①基礎地盤の排水・転圧不足
 - ②基礎採石の転圧不足、厚さ確認未実施（写真添付なし）
 - ③捨てコンクリートの未施工
 - ④基礎コンクリートの施工状況不良（シュート未使用の打設、スペーサー未使用の配筋）
- ・ 本県では、浄化槽設置整備事業の適正な実施を確保するため、提出書類チェックリスト（別添資料 3）を作成し、市町において審査した補助金交付申請書類等を県で検査する際に活用。



令和 8 年度 浄化槽整備推進関係予算

概要資料

令和 8 年 4 月 7 日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室



浄化槽整備推進関係 令和8年度予算の概要

1. 浄化槽整備推進のための国庫助成(循環型社会形成推進交付金等)※廃棄物処理施設整備交付金を含む。

- 汚水処理人口普及率は令和6年度末で93.7%となったところであるが、依然として地方を中心に約780万人の国民が単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用し、生活排水が未処理となっている状況。人口5万人未満の市町村における汚水処理人口普及率は84.5%にとどまっており、これらの地域は人口密度が比較的低いと考えられることから、合併処理浄化槽の整備を通じて汚水処理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要。
- 令和8年度予算においては、政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成（汚水処理人口普及率95%）を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上等を支援するために必要となる予算を要求。
- また、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を引き続き支援。

○ 循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分）（4P参照）

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和7年度 当初予算額	令和7年度 補正予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分）	（92億円） 86億円	（5億円） 5億円	（90億円） 86億円	（98%） 100%

※上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

浄化槽整備推進関係 令和8年度予算の概要

2. 浄化槽整備推進のための国庫助成(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

- 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率ブロワ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。
- こうした状況を踏まえ、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- 令和8年度予算においても、引き続き下記の事業を要求し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進。

○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R8予算額 18億円 (R7予算額 18億円) (5P参照)

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

○ 地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化 (6P参照)

(概算要求事業名：地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等)

R8予算額 20億円の内数 (R7予算額 20億円の内数)

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO2型設備として補助）することにより、平時の脱炭素化や防災対策（災害時のエネルギー供給等の機能発揮）とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和8年度予算額 8,613百万円（8,613百万円）】
【令和7年度補正予算額 500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、集合処理から浄化槽への転換等について支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約780万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の污水处理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和8年度予算（案）では下線部分の助成メニューを拡充。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の5割以上転換する事業

・集合処理（下水道、農集排等）から浄化槽へ転換する事業（公共浄化槽への転換に限る）

○污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 ＜R11までの時限措置＞

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業（交付期間を3年から5年に延長）

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

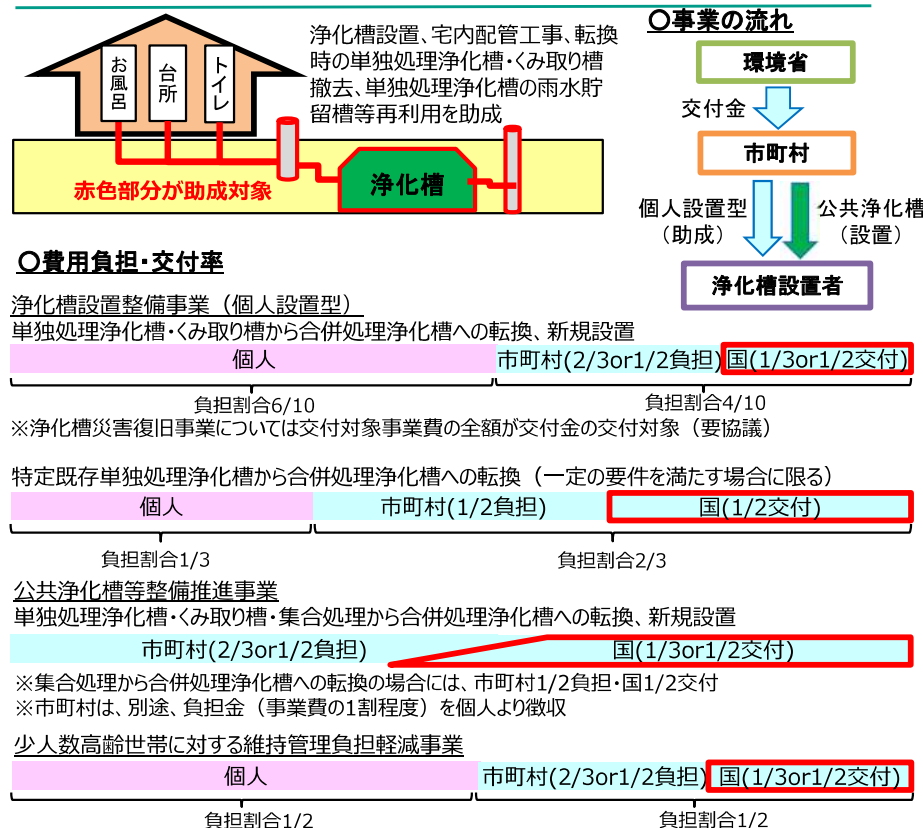
○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

3. 事業スキーム

■事業形態	交付金（交付率1/3、1/2）
■請負先/交付対象	地方公共団体
■実施期間	平成17年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和8年度予算額 1,800百万円（1,800百万円）】



浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

① 既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- 最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- 改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

② 既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- 最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- 交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

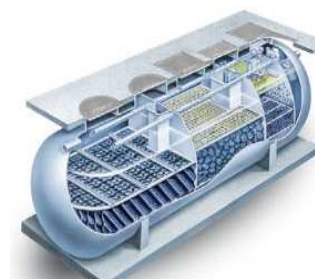
③ 中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- 上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象： 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間： 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化

【令和8年度予算額 2,000百万円（2,000百万円）】
【令和7年度補正予算額 4,000百万円】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

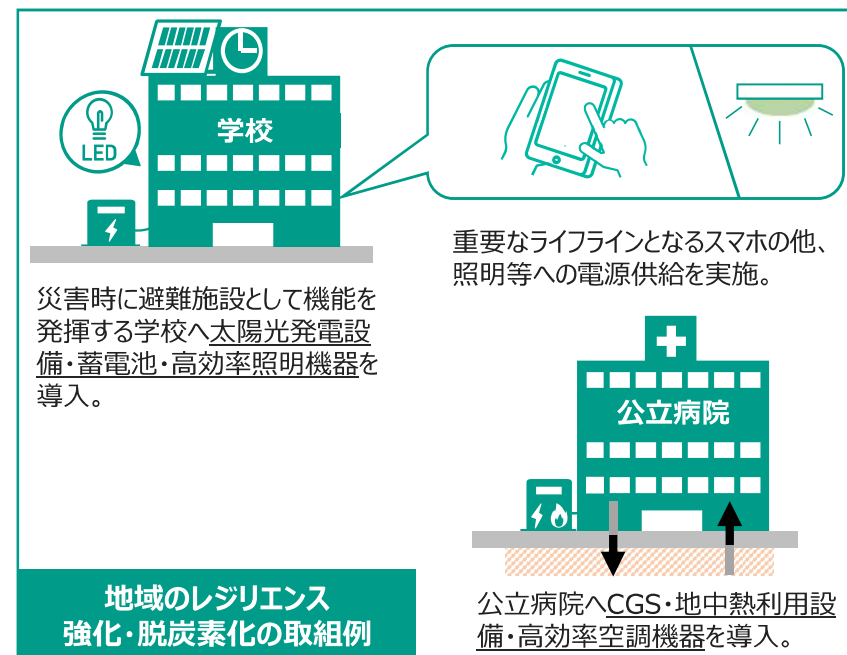
- 事業形態： 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象： 地方公共団体 PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可
- 実施期間： 令和3年度～

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等



・再生設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備 等



お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
（浄化槽について）環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

合併処理浄化槽への**転換**のお願い

静岡県交通基盤部生活排水課
沼津市生活環境部クリーンセンター

1 身近な水環境を守るために

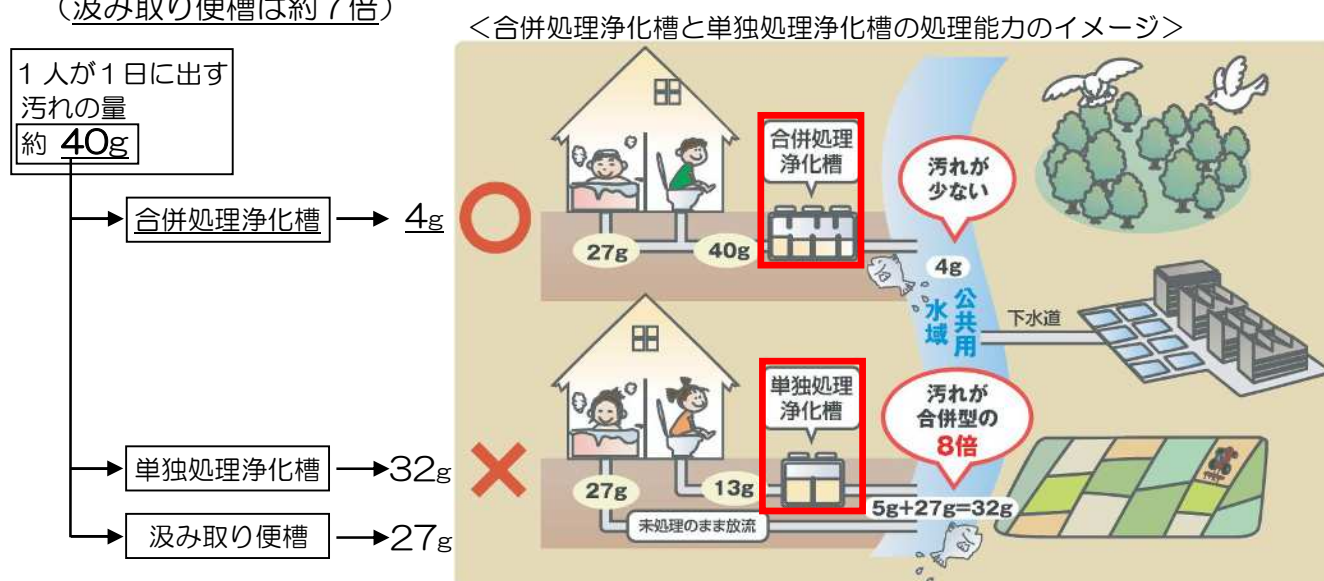
単独処理浄化槽はトイレの排水のみをきれいにするものであり、汲み取り便槽と同様に、風呂、台所、洗濯などの生活排水はそのまま流してしまうので、合併処理浄化槽に比べ側溝や水路に汚れが溜まりやすく、水環境の悪化を招きます。



(出典：環境省浄化槽サイトより)

2 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の処理能力の違い

単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽と比較して、8倍もの汚れを河川などに流しています。
(汲み取り便槽は約7倍)



(出典：環境省発行小冊子「浄化槽による地域の水環境改善の取り組み」)

3 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換するための補助制度

沼津市では、合併処理浄化槽への転換に対して、助成制度が設けられています。

(参考) 転換費用総額※

個人負担	+	補助金(5人槽の場合) → 本体:332千円、撤去:150千円、宅内配管:330千円
------	---	---

※ 転換費用総額は、必ず見積りを取って確認して下さい。(別紙浄化槽施工業者参考依頼先参照)

4 適正な維持管理及びその依頼先

浄化槽法では浄化槽(単独、合併)の清掃・保守点検・法定検査が義務付けられています。

内 容	回数(年)	依 頼 (委 託) 先
清掃 (法第10条)	1 回以上	沼津市環境整備事業協同組合 「055-939-5601」へご連絡ください。
保守点検 (法第10条)	3 回以上	静岡県の登録を受けた保守点検業者 登録業者一覧掲載先 →  または、 「静岡県浄化槽保守点検業者登録一覧」で検索！
法定検査 (法第 7 条：設置後検査) (法第11条：定期検査)	1 回	静岡県生活科学検査センター 法定検査手数料 ― 第 7 条：11,500 円 (5～10 人槽の場合) 第11条：5,800 円 法定検査依頼方法 →  または、 「静岡県生活科学検査センター法定検査依頼」で検索！

5 お問合せ先

内 容	担 当	電話番号
<u>補助制度・維持管理</u> に関すること	沼津市生活環境部クリーンセンター	055-933-0711
<u>チラシ</u> に関すること	静岡県交通基盤部生活排水課	054-221-3067

〇〇事業 ※市町の補助事業名を記載 提出書類チェックリスト

市町名：

申請者名：

1 補助金交付申請書

申請日： 年 月 日

項目	ポイント	申請者	市町
(1) 住所、氏名が設置届又は建築確認済証と一致し、押印※されているか ※押印省略様式の場合、押印省略可 『浄化槽設置届書』による申請 ※健福センター等受理日： 年 月 日 ※静岡県事務処理の特例に関する条例第2条別表第1、28の2市町欄に記載がある市町は、市町受付日 『建築確認済証』及び『し尿浄化槽の概要書』による申請	設置届受理日から10日以上経過しているか (設置届によらない浄化槽設置の場合のみ)	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
(2) 申請額は市町補助限度額以内になっているか 【補助金額 円】		☐	☐
(3) 浄化槽の設置場所が設置届又は建築確認済証の写しと一致しているか		☐	☐
(4) 浄化槽の種類、構造(形式)及び人槽が設置届又はし尿浄化槽の概要書の写しと一致しているか 【形式： 規模： 人槽】	沈殿分離嫌気ろ床好気循環 ・ 嫌気分離接触ろ床 担体流動ろ過循環 ・ 他()	☐	☐
(5) 施工業者が設置届又はし尿浄化槽の概要書の写しと一致しているか		☐	☐
(6) 放流先が設置届又はし尿浄化槽の概要書の写しと一致しているか	放流先との占用手続きが必要な場合もある	☐	☐
(7) 着工予定年月日： 年 月 日 完了予定年月日： 年 月 日	着工から完了までが短すぎる場合は注意が必要	☐ ☐	☐ ☐
(8) 補助金交付申請書に不備等が無い。	未記載が無い。修正がある場合、適正な修正か (修正液による修正、字体が異なる修正などが無い)	☐	☐
(9) 浄化槽登録証の写しの添付 ※11人槽以上は省略	有効期限が切れていないか	☐	☐
(10) 登録浄化槽管理票(C票) 【使用人数 人】 ※11人槽以上は省略	日付、使用人数が記載されているか	☐	☐
(11) 保証登録証(市町村用) ※市町によっては必須ではない ※11人槽以上は省略		☐	☐
(12) 保証登録証及びC票が設置届、建築確認済証及びし尿浄化槽の概要書と一致しているか		☐	☐
(13) 浄化槽の設置場所案内図、平面図、配置図、配管図等は添付されているか		☐	☐
(14) 浄化槽設置工事の見積書の写し又は工事請負契約書の写しは添付されているか	申請者あてか、日付は記載されているか	☐	☐
(15) 浄化槽法定検査依頼書の写しが添付されているか ※実績報告書提出時でも可	7条・11条同時申込書か、生科検押印済の依頼書か ※押印省略様式の場合、押印省略可	☐	☐
(16) 既存の汚水処理未普及解消や災害復旧対応に資するものであるか	国交付金を用いる場合、国の各要件を満たすか	☐	☐

2 変更・中止・廃止承認申請書 ※変更等が無ければ該当無し

申請日： 年 月 日

項目	ポイント	申請者	市町
(1) 住所、氏名、印が申請者と同じか ※押印省略様式の場合、押印省略可	(変更等理由：)	☐	☐

3 実績報告書

報告日: 年 月 日

項目	ポイント	申請者	市町
(1) 住所、氏名、印が補助金交付申請者と一致しているか ※転居後は住所＝設置場所か ※押印省略様式の場合、押印省略可	未記載が無い。修正がある場合、適正な修正か (修正液による修正、字体が異なる修正などが無い)	☐	☐
(2) 浄化槽の設置場所、種類、構造(形式)、人槽が補助金交付申請書と一致しているか	一致していない場合は、変更申請が必要	☐	☐
(3) 着工年月日: 年 月 日 完了年月日: 年 月 日	着工から完了までが短すぎる場合は注意が必要	☐ ☐	☐ ☐
(4) 浄化槽法定検査依頼書の写しが添付されているか ※補助金交付申請書提出時でも可	7条・11条同時申込書か、生科検押印済の依頼書か ※押印省略様式の場合、押印省略可	☐	☐
(5) 設置工事の確認検査表等の添付(内容の不備等:)	浄化槽設備士が記載しているか	☐	☐
(6) 既製コンクリート盤を使用する場合は、浄化槽メーカーの施工要領書が遵守されていることを確認できる資料の添付	浄化槽メーカーの施工要領書等に適合していることが材料承認等により確認できるか	☐	☐
(7) 設置工事の工程写真の添付(内容の不備等:)		☐	☐
① 着手前写真(看板に浄化槽工事業者登録票、浄化槽設備士名及び施工場所等を記載)	左記の必要事項が明記されているか、浄化槽設備士が実地に監督していることが確認できるか	☐	☐
② 掘削完了写真(土留め状況、はしご等の設置状況)	スケール等により幅や深さが確認できるか、浄化槽設備士が実地に監督していることが確認できるか	☐	☐
③ 栗石、捨てコンクリート及び基礎コンクリート写真(配筋、厚み、寸法(縦×横))	スケール等により配筋、厚み、寸法が確認できるか	☐	☐
④ 【既製コンクリート盤を使用する場合】材料承認等と同じ製品が設置されているか確認できる写真	スケール等により厚み、寸法等が確認できるか、製品名等が確認できるか	☐	☐
⑤ 【支柱設置がある場合のみ】支柱の設置状況写真	支柱(配筋、フープ筋等)の設置状況が確認できるか	☐	☐
⑥ 浄化槽の形式表示、水準器による浄化槽の水平が確認できる写真	水準器により水平が確認できるか、浄化槽設備士が実地に監督していることが確認できるか	☐	☐
⑦ 浄化槽の水張り状況が確認できる写真	水張り状況やホースが写っているか	☐	☐
⑧ 水締め等により埋戻しを行っている写真	十分な締固めが確認できるか	☐	☐
⑨ かさ上げが30cm以内か確認できる写真(30cmを超える場合は、ピットの設置写真)	スケール等により高さが確認できるか	☐	☐
⑩ 上部スラブの寸法、配筋状況及び厚さが確認できる写真	スケール等により厚み、寸法が確認できるか	☐	☐
⑪ 浄化槽上部、フロア及び周囲の状況から工事完了が確認できる写真	着手前写真と比較できる撮影が望ましい	☐	☐
⑫ 【単独→合併付替えのみ】単独処理浄化槽の撤去前後の状況写真	着手前写真と比較できる撮影が望ましい	☐	☐
⑬ 【単独→合併付替えのみ】宅内配管工事費補助を行う場合、配管状況写真(起点～終点)	着手前写真と比較できる撮影が望ましい	☐	☐
(8) 保守点検業務委託契約書の写しの添付	保守点検業者は県登録業者か	☐	☐
(9) 清掃業務委託契約書の写しの添付	清掃業者は市町許可業者か	☐	☐
(10) 浄化槽設置工事請求書等の写しの添付(最終的な浄化槽本体の設置費用)	申請者あてか、日付は記載されているか	☐	☐
(11) 【単独→合併付替えのみ】単独処理浄化槽の廃止届の写しの添付	補助金交付申請書提出時でも可	☐	☐

4 請求書

提出日: 年 月 日

支払日: 年 月 日

項目	ポイント	申請者	市町
(1) 請求者住所、氏名、印及び請求金額が実績報告書と一致しているか ※押印省略様式の場合、押印省略可	修正液による修正、字体が異なる修正などが無い	☐	☐